

経済学研究科 総合政策学専攻

【修士論文審査基準】

(修士学位申請資格)

修士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 博士前期課程(修士課程)に2年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得する見込みである者
- (2) 在学中である者
- (3) 研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

(修士論文の審査)

学位審査基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該学問分野の発展に貢献する新たな知見がある。
- (2) 総合政策学としての発展の可能性が見られる。

【博士論文審査基準】

(課程博士学位申請資格)

課程博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得した者(見込みを含む。)
- (2) 博士後期課程入学後、6年以内(休学期間を除く。)である者
- (3) 「研究構想発表会」で、研究構想発表を3回以上実施した者
- (4) 学術誌に3本以上の論文(査読付論文1本以上を含む。)が掲載された者(掲載決定を含む。)又はそれと同等とみなしうる学術業績があると総合政策学専攻委員会が判断した者
- (5) 在学中である者
- (6) 研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

(論文博士学位申請資格)

論文博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 学術誌に3本以上の論文(査読付論文1本以上を含む。)が掲載された者(掲載決定を含む。)又はそれと同等とみなしうる学術業績があると総合政策学専攻委員会が判断した者
- (2) 経済学研究科総合政策学専攻に所属する専任教員の推薦がある者

(博士論文の審査)

学位審査基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該学問分野の発展に貢献する新たな知見がある。
- (2) 総合政策学としての発展の可能性が見られる。
- (3) 査読制度のある国際的学術誌又は国内外の学会誌に掲載される程度の水準である。